

米子市建設工事執行規則第8条ただし書に規定する市長が別に定める場合を定める要綱

米子市建設工事執行規則（平成17年米子市規則第106号）第8条ただし書に規定する市長が別に定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 請負契約（米子市建設工事執行規則第4条に規定する請負契約をいう。以下同じ。）における請負代金の額が130万円以下であるとき。
- (2) 請負契約の相手方から委託を受けた保険会社と本市とが工事履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 請負契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (4) 請負契約の相手方が市長が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。）の保証を受けたとき。
- (5) 請負契約の相手方が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証を受けたとき。
- (6) 請負契約の相手方から契約保証金の納付に代わる担保として国債、地方債又は米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）第5条第1項第1号から第3号までに規定するものが提供されたとき。
- (7) 現に契約保証金が納付され、又は第2号から前号までのいずれかの契約保証が付されている請負契約の変更契約(軽微な設計変更に係る変更契約であって、工期末に行われるものに限る。)を締結するとき。
- (8) 現に契約保証金が納付され、又は第2号から第6号までのいずれかの契約保証が付されている請負契約の変更契約(前号の変更契約を除く。)において、当該変更契約による変更後の請負代金の額が、当該請負契約の当初の請負金額の額に100分の130を乗じて得た額未満であるとき。
- (9) 請負契約の相手方が国、他の地方公共団体その他市長が適当と認める公共的団体であるとき。
- (10) 災害復旧事業等において危急の事態に対応するため、契約保証を付

す暇がないとき。

(11) 建設工事請負契約書第 25 条の規定に基づく請負代金額の変更を行うとき。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 7 月 19 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市建設工事執行規則第 8 条ただし書に規定する市長が別に定める場合を定める要綱第 7 号及び第 8 号の規定は、この要綱の施行の日前に締結された請負契約(米子市建設工事執行規則(平成 17 年米子市規則第 106 号)第 4 条に規定する請負契約をいう。)に係る契約保証金についても適用する。